



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 広島電鉄株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 椋田 昌夫
 (コード番号 9033 東証第2部)
 問 合 せ 先 常務取締役 総合管理・経営管理担当
 倉本 勇治
 (TEL 082-242-3542)

定款の一部変更および補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第106回定時株主総会に、「定款一部変更の件」「補欠監査役候補者選任の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の目的

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第32条 (監査役の選任方法) ～ [条文省略] 2. [条文省略] [新 設] [新 設]	第32条 (監査役の選任方法) ～ [現行どおり] 2. [現行どおり] <u>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4. 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第33条 (監査役の任期) ～ [条文省略] 2. [条文省略] [新 設]	第33条 (監査役の任期) ～ [現行どおり] 2. [現行どおり] <u>3. 前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

2. 補欠監査役候補者選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、予め補欠監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
にしむら やすひこ 西 村 泰 彦 (昭和20年1月1日生)	昭和43年4月 運輸省入省 平成5年6月 中部運輸局長 平成6年6月 海上保安庁総務部長 平成8年6月 大臣官房総務審議官 平成9年10月 運輸施設整備事業団理事 平成12年7月 NTTデータクリエーション(株)常務取締役 平成14年6月 (社)日本バス協会理事長 平成19年6月 当社監査役 (平成23年6月 当社監査役退任) 平成19年6月 日本定航保全(株)代表取締役社長	なし

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村泰彦氏は、補欠の社外監査役候補であります。なお、同氏が社外監査役に就任した場合は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
3. 西村泰彦氏につきましては、これまでの運輸業界における豊富な経験と知識に基づき、当社の社外監査役として経営の監視と有効な助言をいただいていたことから、選任をお願いするものであります。
4. 当社は、西村泰彦氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定および定款第38条により、責任限定契約を締結する予定であります。

以上